

出店者各位

TOKYO 酒屋魂実行委員会
事務局

期限付酒類小売業免許届出書の提出について

記

- (1) 期限付酒類小売業免許届出書
- (2) 販売場の敷地の状況〔次葉1〕
- (3) 上野恩賜公園案内図
- (4) 建物等の配置図〔次葉2〕
- (5) 酒類の販売管理の方法に関する取組計画書〔次葉6〕2部
- (6) 酒類販売出品リスト（期限付）
- (7) 酒類販売管理者標識
- (8) 酒類販売管理者選任（解任）届出書
- (9) 出店許可証
- (10) 酒類販売管理研修受講証 **※受講証のコピーを添付して提出**

以上

■提出先

〒110-8655

東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎

東京国税局 東京上野業務センター（浅草税務署）

■提出期限

10月5日（月）までに提出先へご郵送ください

期 限 付 酒 類 小 売 業 免 許 届 出 書

収 受 印

整 理 番 号

※

令和 年 月 日	届 出 者	(住所) 〒 - (電話) - - (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)		
税務署長 殿				
期限付酒類小売業免許について、次の要件を具備しているので関係書類を添付して下記のとおり届出します。 なお、臨時販売場で酒類の小売を行う期間中は、届出販売場等の要件を遵守します。				
届 出 日 の 要 件	原則として販売場を開設する日の 10 日前までに届出をするものであること。			
届 出 者 の 要 件	届出者は、酒類製造者又は酒類販売業者であること。			
届 出 販 売 場 等 の 要 件	博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」という。）で臨時に販売場を設 け酒類の小売を行う場合であり、かつ、次の要件に該当していること。 ただし、同一者による同一場所での届出は当該販売場を開設する日から起算して 1 か月以内におい て 1 回に限る。 ① 催物等の開催期間のうち、酒類の販売を行う期間が 10 日以内（連続した日であることを要しな い。）であること。 ② 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭である こと。 ③ 酒類の小売目的が、特売又は在庫処分等でないこと。 ④ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されていること。 ⑤ 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること。 ⑥ 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと。			
記				
届 出 販 売 場 の 所 在 地 及 び 名 称	(住居表示) (名 称) 臨時即売会場 (電話) - - (催物の名称)			
酒類販売管理者の 選 任 (予 定)	〔 役職、届出者との関係等 〕			
販 売 す る 酒 類 の 範 囲 (品目・銘柄等)	□ビール □清酒 □果実酒 □リキュール □その他 ()			
既 に 有 し て い る 主 た る 酒 類 販 売 (製 造) 場 の 明 細	所在地			
	名 称		所轄税務署名	税務署
免 許 を 受 け て い る 酒 類 の 品 目	□全酒類 □その他 ()			
臨 時 販 売 場 の 開 設 区 分			臨 時 販 売 場 の 開 設 期 間 (内 酒類の販売 を行う期間)	()
※ 税 務 署 処 理 欄		入 力 年 月 日	担 当 者	

期限付酒類小売業免許届出書の記載要領

- 1 この届出書は、臨時に販売場を開設しようとする日の10日前までに、当該販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、期限付酒類小売業免許について届出による免許の取扱いを受けられるのは、「届出日、届出者及び届出販売場等の要件」を充足している場合に限られますので、要件に該当しないときは、この取扱いは受けられません。

また、同一者による同一場所での届出は、当該販売場を開設する日から起算して1か月以内において1回に限られます。

- 2 「届出販売場の所在地及び名称」欄には、催物等の開催場所である施設、建物等の所在地及び名称を次により具体的に記載するとともに、当該施設、建物等の概要図面及び販売場の位置を記入した図面を添付してください。

(1) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示を記載してください。

(2) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。また、催物の場合には催物の名称も併せて記載してください。

- 3 「酒類販売管理者の選任(予定)」欄には、酒類販売管理者として選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。

- 4 「販売する酒類の範囲(品目・銘柄等)」欄には、免許を受けている酒類の品目の範囲内において、販売しようとする酒類の品目等を記載してください。

- 5 「既に有している主たる酒類販売(製造)場の明細」欄には、既に免許を受けている酒類販売(製造)場のうち主たる酒類販売(製造)場の所在地、名称及びその所在地を所轄する税務署名を記載してください。

- 6 「免許を受けている酒類の品目」欄には、現に免許を取得している酒類製造場又は酒類販売場(期限付酒類小売業免許に係るものを除く。)の免許に付けられている製造又は販売する酒類の範囲の条件に係る酒類の品目を記載してください。

- 7 「臨時販売場の開設区分」欄には、博覧会場、即売会場(会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は酒類製造者の自製酒類、酒類販売業者の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広告宣伝のための展示等即売会場をいう。)その他これらに類する場所(野球場等の競技場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、遊園地等の季節的若しくは臨時的に人の集まる場所又はダム工事場、季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内若しくは遊覧船内等の場所をいう。)の区分を記載してください。

- 8 「臨時販売場の開設期間」欄には、客観的に明瞭である催物等の開催期間内における酒類の臨時販売場の開設期間又は開設期日を記載してください。また、内書に実際に酒類の販売を行う期間を記載してください。

なお、酒類の販売を行う期間は10日以内に限り(連続した日であることは要しません。)

- 9 関係書類は、「酒類販売業免許申請書チェック表(期限付酒類小売業免許届出書)」のに記載している必要書類のほか、催物等の具体的内容についてのパンフレット等(催物等の内容、開催期間及び開催期日等が客観的に明瞭であるもの。)を添付し、その目録を付けてください。また、臨時販売場を設ける場所が自己の所有に係る土地又は建物である場合には、当該場所において催物等を開催することが確認できる書類(催物等のパンフレット等)を提出してください。

なお、当該一覧に定める添付書類は原則的なものであって、届出者が同一会計年度(4月～翌年3月)の期間内に他の酒類販売業免許等の申請等を行っており、その際提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため関係書類の添付は特に必要がないと認めた場合は、その添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、届出前に税務署と十分相談してください。

- 10 ※印欄は記載しないでください。

販売場の敷地の状況
(所在地) -----

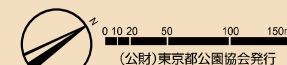
(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。



上野恩賜公園
PRキャラクター
「うえのん」

都立上野恩賜公園案内図

Tokyo Metropolitan Ueno park guide map



東部公園緑地事務所編集



凡例
Legend

美術館/博物館
Art Museum / Museum

交番
Police Box (Koban)

図書館
Library

レストラン
Restaurant

カフェ
Cafe

授乳室
Nursing room

だれでもトイレ
Barrier-free Toilet

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

だれでもトイレ(音声案内対応)
Barrier-free Toilet (with voice guidance)

問合せ先
インフォメーションセンター ☎03-3827-9420
上野公園管理所 ☎03-3828-5644

R2100 TOKYO
令和2年1月発行

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）

（注）申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。
標識の掲示、酒類の陳列場所における表示を明示してください。

「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書					
(酒類販売管理者の選任予定者)		(酒類小売販売場の所在地及び名称)			
(年齢： 歳)					
(酒類販売管理研修の受講予定等)		(店舗全体の面積)	(営業時間)		
受講日又は受講予定日：		m ²			
平成・令和 年 月 日		(酒類売場の面積)			
研修実施団体：		m ²			
(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) 総数： 名					
氏 名 (年 齢)	指名の基準	氏 名 (年 齢)	指名の基準	氏 名 (年 齢)	指名の基準
(歳)		(歳)		(歳)	
(歳)		(歳)		(歳)	
(歳)		(歳)		(歳)	
(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。					
《責任者の指名の基準》					
以下(1)～(7)に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。					
(1) 夜間(午後11時から翌日午前5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。)					
(2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2～3時間以上)不在となることがある場合					
(3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名)					
(4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名)					
(5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)					
(6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3箇所以上ある場合)					
(7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合					
(申請する免許の条件)					
1：卸売業 2：小売業(卸小売兼業を含む) 3：期限付小売業					
(小売販売場の業態等の区分)					
1：一般酒販店(酒屋、酒類専門店等) 2：コンビニエンスストア 3：スーパーマーケット 4：百貨店					
5：1～4以外の量販店(ディスカウントストア等) 6A：業務用卸主体店 6B：ホームセンター・ドラッグストア					
6C：その他()					
※「6C：その他」については、具体的に記載してください。					
酒類の販売業免許の申請書の記載事項である「酒類の販売管理の方法」については、本様式に記載する方法によるものとします。					
項 目			区 分	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)	
酒類販売管理者関係	1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。	はい・いいえ	☐ 適 ☐ 不適		
	2 公衆の見やすい場所(通信販売を行う場合は、カタログ等(インターネットを含む))に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示する。	はい・いいえ	☐ 有 ☐ 無		
二十歳未満の者の飲酒防止関係	1 20歳未満と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。	はい・いいえ	☐ 適 ☐ 不適		
	2 20歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。	はい・いいえ	☐ 有 ☐ 無		
	3 「その他の取組」の概要	〔※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 (例)「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に20歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする」等〕			

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1 酒類の陳列場所を設けて販売する。	☒ はい ☐ いいえ	
	(1) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡しで販売する。	はい ☒ いいえ	
	(2) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離又は区分する。	☒ はい ☐ いいえ	☐ 適 ☐ 分離・ ☐ 区分 ☐ 不適
	(3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行う。	☒ はい ☐ いいえ	☐ 適 ☐ 不適
	(4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	☒ はい ☐ いいえ	☐ 適 ☐ 不適
	2 酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	はい ☒ いいえ	
	(1) 酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	☐ 適 ☐ 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	はい・いいえ	☐ 適 ☐ 不適
(2) 酒類の配達を行う旨のチラシに「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	☐ 適 ☐ 不適	
3 酒類の自動販売機を設置しない。	☒ はい ☐ いいえ	☐ 有 ☐ 無	

※ 以下は、酒類の自動販売機を設置する予定がない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施予定》

順	号					※ 税務署整理欄 (実態確認状況)
	自動販売機の設置予定年月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	
	自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	
	自動販売機の設置位置	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	販売停止期間	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適

- 1 該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に○印を付してください。
- 2 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。
- 3 「酒類販売管理研修の受講予定等」欄には、酒類販売管理研修の受講日（受講予定日）及び受講した（受講予定の）酒類販売管理研修の研修実施団体名を記載してください。
- 4 「小売販売場の業態等の区分」欄は、酒類販売業免許申請書に記載したものと同一業態区分の番号に○を付してください。
- 5 「酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う」欄の（注）1の「通信販売酒類小売業免許」とは、「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類の販売を行うことができる販売業免許です」
- 6 「自動販売機の種類」欄は、設置予定の自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。
【注】 改良型自動販売機とは、対面販売（又は対面交付）した磁気カードによってのみ稼動可能となる等の改良がなされ、20歳未満の者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます。
- 7 「自動販売機の設置位置」欄は、設置予定の酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります）。

酒 類 販 売 出 品 リ ス ト （ 期 限 付 ）

会場	
店舗名	

開催時期	
------	--

品 目	銘 柄	特 定 名 称 等	製 造 者 等	出 品 本 数	容 量 mℓ	売 価 (税 込)

開催期間終了後、在庫になっている酒類については、速やかに申請(届出)書に記載した既存の酒類販売場に持ち帰ります。

【申 請 （ 届 出 ） 者】

代表者 _____

酒 類 販 売 管 理 者 標 識

臨時即売会場

販 売 場 の 名 称 及 び 所 在 地

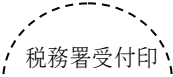
第13回酒屋角打ちフェス
台東区上野公園・池之端三丁目 噴水広場

酒 類 販 売 管 理 者 の 氏 名

酒 類 販 売 管 理 研 修 受 講 年 月 日

次 回 研 修 の 受 講 期 限

研 修 実 施 団 体 名



酒 税

令和 年 月 日

財務大臣 殿

届出者
住所
氏名 (名称) 印

酒類販売管理者選任（解任）届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 4 項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任（解任）について届け出ます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
(名 称) 臨時即売会場
(所 在 地)
- 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
○ 選任した酒類販売管理者 ○ 解任した酒類販売管理者
(フリガナ) (フリガナ)
(氏 名) (氏 名)
(住 所) 〒 (住 所) 〒
(生年月日) 大正 昭和 年 月 日 (生年月日) 大正 昭和 年 月 日
平成 令和 平成 令和
- 3 酒類販売管理者の役職名等
○ 選任した酒類販売管理者 ○ 解任した酒類販売管理者
- 4 酒類販売管理者の選任（解任）年月日
☐ 選 任 平成・令和 年 月 日
☐ 解 任
- 5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称
(受講年月日) 平成・令和 年 月 日
(実施団体名)
- 6 雇用期間
年 月 日から 年 月 日
- 7 従事させる業務内容
酒類の健全な販売及び管理 20 歳未満の飲酒並び販売防止管理
- 8 解任の理由

※税務署整理欄	入力年月日	・ ・	担当者	
---------	-------	-----	-----	--

(備考) 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載してください。
2 選任届出書は、8 に掲げる事項の記載は要しません。
3 解任届出書は、5 から 7 に掲げる事項の記載を要しません。
4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあっては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2 及び 3 に掲げる事項について併記し届け出ることができます。
5 選任届出書は、酒類販売管理研修の受講証の写しを添付してください。

令和 年 月 日

出店許可書

御中

当会が下記の通り主催する会場において、貴殿が出店し、酒類（日本酒等）を販売することを許可いたします。

催事名

期間

会場



酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書 チ ェ ッ ク 表

(期限付酒類小売業免許届出書)

《販売業免許申請書次葉及び添付書類》

記 載 事 項	確 認 事 項	備 考	確 認
販売業免許申請書次葉 1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか	注 1	
販売業免許申請書次葉 2 (建物等の配置図)	- 申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか - 酒類の標識の掲示、陳列場所における表示は明示されているか		
販売業免許申請書次葉 6 (「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)	酒類販売管理者の選任予定者の氏名及び年齢等が記載されているか		
契約書等の写し	使用(営業)の許可書の写し、申請販売場の賃貸借契約書の写しなど、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類(自己の所有に係る土地、建物において臨時販売場を設ける場合には、催物のパンフレットなど、その場所において催物等を開催することが確認できる書類)	注 1	
その他参考となるべき書類	販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書(催物のパンフレット等)	注 2 注 3	
免許申請書チェック表	- 確認欄に○印を付して確認しているか - 省略した書類について斜線を引いているか		

※ 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。)を記載してください。

- (注) 1 「販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書」で販売場の設置場所が特定できる場合は、添付を省略することができる。
- 2 「販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書」については、同一会計年度(4月～翌年3月)における当初の申請書等には必ず添付することとし、その後の届出に当たっては、添付した書類の内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができる。
- 3 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。